様式第 7号(2020.12)

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース／目標達成助成）支給申請書

|  |
| --- |
| 　人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース／目標達成助成）の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。なお、本申請日時点において、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届について、届出漏れがないことを申し添えます。　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日　　　　　労働局長　殿　　　事業主　住　所　〒　　　　　　　　　　　　　　 又は　 名　称　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人が申請する場合は、上欄に代理人の氏名等を、下欄に人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース／目標達成助成）の支給に係る申請事業主の氏名等を記載し、社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士の氏名等を記載してください。事業主又は 　　　住所　〒　　 　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士　　名称　　　　 　　　　　　　　　　　　　(提出代行者・事務代理者）氏名　 　　　　　　　　　　　　　　 |
| ⓪支給申請の時期 | □　原則的なケース　　　　　　　　　　□　例外的なケース |
| ①申請事業者の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 |  |
| ②認定年月日 | 平成　　年　　月　　日 | ③認定番号 |  |
| ④計画時離職率 | ％ | ⑤離職率の低下目標 | ％ | ⑥目標離職率（上限30％） | ％ |
| ⑦-1　人事評価制度等の実施日の翌日時点の雇用保険一般被保険者数 | 人 |
| ⑦-2　人事評価制度等実施日の翌日から起算して１年を経過する日までの離職者数 | 人 |
|  | ⑦-3　うち、定年退職及び重責解雇した者等を除いた数 | 人 |
| ⑧評価時離職率（⑦-3／⑦-1×100）（上限30％） | ％ | ⑨申請額 | 目標達成助成　80万円 |
| ⑩人事評価制度等の実施日の前月時点における人事評価制度等対象労働者の平均賃金（基本給及び諸手当） |  | ⑪人事評価制度等の実施日の前月から１年後の人事評価制度等対象労働者の平均賃金（基本給及び諸手当） |  |
| ⑫-1 国等からの補助金等受給の有無 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　　）・ 無 |
| ⑫-2 人材確保等支援助成金各コースの申請の有無 | （有　・ 無）（有の場合具体的なコース名　　　　　　　　　） |
| ⑬申請書作成担当者 |  | 電話番号 |  |
| 社会保険労務士記載欄 | 作成年月日 |  | 電話番号 |  |
| 提出代行・事務代理者の表示 |  |
| ※処理欄（労働局記入） | 受理年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 支給（不支給）決定年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 支給（不支給）決定金額 |  80万円 | 支給（不支給）決定番号 |  |
| 人事評価制度等の実施日の翌日時点の雇用保険一般被保険者数 | 人 | 人事評価制度等実施日の翌日から１年を経過する日までの間で離職した者の数 | 人 |
| 評価時離職率 | ％ | 離職率の低下幅 | ％ | □目標達成　・　□目標未達成 |
| 備考 |  |
| ※決裁欄（労働局使用） | 局　長 | 部　長 | 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 担　当 |
|  |  |  |  |  |  |

様式第7号（注意書き）

**【提出上の注意】**

１　この申請書は、人事評価制度等整備計画の認定申請の３年後の日の翌日から起算して２か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部あてに提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所(ハローワーク)に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。また、提出期間を過ぎると支給申請をすることができなくなりますのでご注意ください。

２　支給申請書には次の書類を添付してください。

□「事業所確認票」（様式第2号）

□　対象事業所における評価時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類（離職証明書（写）等）

□　対象労働者の賃金の支払い状況が確認できる以下の書類

□　人事評価制度等の「実施日の属する月の前月」(例外的なケースの場合は、「実施日と取り扱う日の属する月の前月」)から「実施日の属する月」の１年後の同月までの賃金台帳等

※該当月における「毎月決まって支払われる賃金」がわかるもの。

□　人事評価制度等整備計画の認定申請日の３年後の日の直前の賃金支払日の属する月の賃金台帳等

　　※該当月における「毎月決まって支払われる賃金」がわかるもの。

□　整備した人事評価制度等が引き続き実施されているか確認できる以下のいずれかの書類

□ 制度を明示した労働協約（賃金規程と賃金表を含む）

□ 制度を明示した就業規則であって、次のいずれかに該当するもの

□　支給申請書（目標達成助成） 提出時の、当該事業所における労働基準監督署等の受理印のある就業規則（賃金規程と賃金表を含む）

□　支給申請書（目標達成助成） 提出時の、当該事業所における従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則（常時10人未満の労働者を使用する事業所に限る。）（賃金規程と賃金表を含む）

□　対象労働者の出勤簿等出勤状態が確認できる書類

□　人事評価制度等の「実施日の属する月の前月」(例外的なケースの場合は、「実施日と取り扱う日の属する月の前月」)から「実施日の属する月」の１年後の同月の出勤簿等

□　人事評価制度等整備計画の認定申請日の３年後の日の直前の賃金支払日の属する月の出勤簿等

□　厚生労働書のウェブページ上に掲載されている「生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）」及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

□　賃金アップ計算書（原則的なケースは様式第7号参考様式1又は2、例外的なケースは様式第7号参考様式3又は4）

□　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）

□　事業所が社会保険の適用事業所であることが分かる書類（社会保険料納入証明書（写）、社会保険料納入確認書（写）等）及び当該事業所の労働者が社会保険の被保険者であることが分かる書類（賃金台帳（写）など、社会保険の支払いが分かる書類）（社会保険の要件を満たす場合に限る。）。

□　制度整備助成時に支給申請事業主が「例外的なケース」として助成を受けた場合は、新たに整備した人事評価制度等を実施したこと及びその内容が確認できる書類

□　対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書

□　その他管轄労働局長が必要と認める書類

**【記入上の注意】**

１　⓪欄については、本助成金の制度整備助成を受けた際の、助成を受けたケースの□にチェックしてください。

２　②から⑥欄については、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）　人事評価制度等整備計画通知書」（様式第3号）を参照し記入してください。

　　なお、②及び③欄について、変更申請をした場合は、変更前の認定日、変更前の認定番号を記入してください。

３　⑦欄については、目標とする離職率の低下幅を達成しているかを確認するために使用しますので、正確に記入してください。

　　なお、⑦-1の雇用保険一般被保険者数による人数規模区分が、人事評価制度等整備計画書認定申請時と異なる場合は、評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分における「低下させる離職率ポイント」が適用されますので、⑤及び⑥欄についても変更してください。

【低下させる離職率ポイント（目標値）】

ただし、評価時離職率が３０％以下となっている事業主であること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分 | １～３００人 | ３０１人以上 |
| 低下させる離職率ポイント | 現状維持 | １％ポイント |

４　⑧欄には、以下の計算式で算出した離職率を記入してください。

賃金制度の整備を行う事業所における、人事評価制度等実施日の翌日から起算して１年を経過する日までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数（⑦-3）

　　　評価時離職率　＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×100

賃金制度の整備を行う事業所における、人事評価制度等の実施日の翌日時点における雇用保険一般被保険者数（⑦-1）

５　支給申請日において国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等（本助成金を含む。）を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。⑪欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入してください（書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。）。

６　⑬欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

**【書類等の保管】**

　本助成金の支給を受けた事業主は、本助成金の申請に当たって提出した書類等について、本助成金の最後の支給日の属する年度から起算して５年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について労働局

より提示又は提出を求められたときは、速やかに提示又は提出してください。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。